

3 国民経済計算体系（SNA）への対応

3 - 1 国及び大阪府における SNA への対応

国では、一国の経済状態についての記録を 1968（昭和 43）年の国際連合の勧告に基づき、1978（昭和 53）年に従来の「国民所得統計」から、国際的な基準である「国民経済計算体系（System of National Accounts：いわゆる 68SNA）」に移行した。

これにより、国民所得統計を中心に、産業連関表、資金循環表、国民貸借対照表及び国際収支表の 5 つの勘定を体系的、統合的に統合し、国全体の経済活動をモノ（財貨・サービス）、カネ（所得及び金融資産・負債）、フローとストックの側面から多角的、総合的に分析、把握できるようになった。

その後、国連において、経済社会環境の変化等に対応するため 68SNA の改訂作業が進められ、1993（平成 5）年、新たな国民経済計算の基準として「1993 年国民経済計算体系（System of National Accounts 1993：いわゆる 93SNA）」の使用が勧告された。この勧告に基づき、国では 2000（平成 12）年に 68 SNA から 93 SNA に移行した。

大阪府では、昭和 45 年度から「府民所得統計」の推計を開始し、昭和 53 年から国との整合性を確保するため段階的に 68 SNA へ移行を図り、平成 3 年からは 68 SNA に即した標準方式により推計を行ってきた。

上記のとおり国が 93 SNA に移行したことにより、国との整合性を確保するため、本府においても内閣府から示された 93 SNA による「県民経済計算標準方式推計方法（平成 14 年版）」に基づき移行作業を進め、「平成 12 年度確報」から 93 SNA に移行した。併せて、物価の基準年を平成 2 年から平成 7 年に改定した。

3 - 2 93SNA 移行に伴う主な変更点

93SNA への移行に伴い、県民経済計算では新しい概念の導入や表章形式の変更などの改定が行われている。

コンピューター・ソフトウェアへの支出（受注開発分）を、これまでの中間投入扱いではなく、投資として総固定資本形成に計上し、無形固定資本として扱うこととなった。

一般政府が所有する資産（社会資本）について、これまで減耗しないものとして扱ってきたが、93SNA では、有限の耐用年数を有するものとして、新たに固定資本減耗を計上し、これを政府サービス産出額の構成項目とすることとなった。

消費概念について、当該サービスの費用を誰が負担したかという「最終消費支出」概念と誰がその便益を受けたかという側面に注目した「現実最終消費支出」概念に二元化することとなった。

その他、制度部門別所得支出勘定の細分化、産業分類の変更、制度部門内での様々な分類変更などの改定が行われている。

なお、93 SNA の特徴、内容、推計方法については、内閣府経済社会総合研究所が公表している「解説パンフレット新しい国民経済計算（93 SNA）」等を参考にしてください。

3 - 3 国民経済計算における実質化方法の変更

国民経済計算では、総合的な物価指数（デフレーター）を固定基準年（平成7年＝100）方式で算出してきたが、平成16年公表分から支出系列については連鎖方式によるデフレーター及び実質値を正式系列とすることとなった。

固定基準年方式（fixed base methods）では、デフレーターの計算においてはパーシェ型（比較年のウェイト構成で計算）実質化の計算においてはラスパイレス型（基準年のウェイト構成で計算）を用いており、基準年から経過するほど、相対価格の変化が大きいものほど「指数バイアス」が著しくなる。

連鎖方式(chain-linking methods)とは、このような問題点を踏まえ、実質化において、常に前年を基準年とし、それらを毎年毎年積み重ねて接続する方法である。つまり、「指数バイアス」が最小限となり、実質化において常に最新のウェイト構造が反映されることとなる。

県民経済計算では、連鎖方式への移行に向け検討中である。

なお、国の値、各都道府県間の値の比較については、国民経済計算で参考系列として公表されている従来方式（固定基準年方式 平成7暦年基準）で行うこととされている。